

用地補償説明会（令和4年8月31日書面開催） 鉄道付属街路事業（第5号線・第6号線）及び 大山駅の駅前広場整備事業に係る 「事業に関するご意見・ご質問」でお寄せいただいた 主な内容及びその回答

○概要

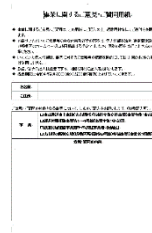
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、用地補償説明会について集会形式での開催を見送り、関係書類の送付とアンケートを用いてご意見・ご質問を頂戴する形式にて実施
- ・資料郵送・配布：令和4年8月31日
- ・ご意見・ご質問募集期間：令和4年9月30日まで

○説明資料（配布資料）

- ・東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業について【東京都事業】
- ・大山駅の駅前広場整備事業について【板橋区事業】
- ・用地補償のあらまし
- ・事業の概要並びに用地補償の概要
- ・用地補償に関するアンケート
- ・事業に関するご意見・ご質問用紙



駅前広場パンフレット



ご意見・ご質問用紙

○鉄道付属街路事業（第5号線・第6号線）及び 大山駅の駅前広場整備事業に関するご意見・ご質問の 主な概要及びその回答

Q 1

駅前広場の完成はいつ頃か。

A 1

令和12年度の事業完了を目指してまいります。

Q 2

補償や立ち退きの具体的な話はいつ頃か。

A 2

まずは土地境界が確定できたところから物件調査、補償金算定を行い、その後補償内容のご説明をさせていただきます。

借家人、借間人の方は土地・建物所有者様のご了解が得られてからお話しさせていただきます。

Q 3

移転はいつまでにすれば良いのか。また、移転先は区内でなくても良いのか。

A 3

区との補償契約締結時に定める移転期限内での移転をお願いいたします。なお、区との契約前に移転された場合は補償対象とはなりませんのでご注意ください。

移転先に制限はございません。

Q 4

コロナの影響で売上が減少しているが、いつの売上を基準とし補償するのか。

A 4

損失補償基準にのっとり補償いたします。具体的な補償内容については個別にご説明いたします。

Q 5

代替地の提供を受けられるか。

A 5

現在、大山駅付近に区として代替地は所有しておりません。原則、移転先はご自身でお探しいただきますが、不動産関連団体と協定を締結しており、区でもできる限り不動産情報を探すお手伝いをさせていただきます。

様々なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見を踏まえ、今後の事業を進めてまいります。

今後とも事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。